

泥上げの土のう袋を回収します

春の清掃活動の一環として、町内会等で実施する側溝の泥上げ作業により発生した土のう袋を回収します。

申込期間…4月1日(火)～6月30日(月)

申込み…電話でお申し込みください。

回収時期…泥上げ作業終了後、1週間～10日

* 泥が十分に乾燥した頃をめどに回収します。

* 天候等により回収時期が遅くなる場合があります。

注意点

▷側溝から上げた泥は、必ず土のう袋に入れて搬出してください。土のう袋以外は回収しません。

▷土のう袋は乾燥させた上で、ごみ集積所付近にまとめて置いてください。

▷災害時に備えて用意した土のう袋などと区別ができないため、申込みを受けていない土のう袋は回収しません。

▷泥を詰めすぎると袋が破れ、回収が困難になりますので、半分くらいを目安に詰めてください。

▷土のう袋は配布していませんので、各町内会等でご準備ください。

問い合わせ・申込先…環境対策課 内線2365

野里一般廃棄物最終処分場は令和6年度末で受入を終了します

野里一般廃棄物最終処分場は、3月31日をもって受入を終了します。

4月1日からは、金木第2一般廃棄物最終処分場および市浦一般廃棄物最終処分場が搬入可能な施設になります。搬入の際は施設概要を確認の上、環境対策課へ事前に電話申込を行ってください。

▷金木第2一般廃棄物最終処分場

(金木町喜良市小田川山1番地3、Tel52-2028)

搬入日時…水曜日、金曜日、土曜日 9:00～15:30

料金…100kgごとに200円

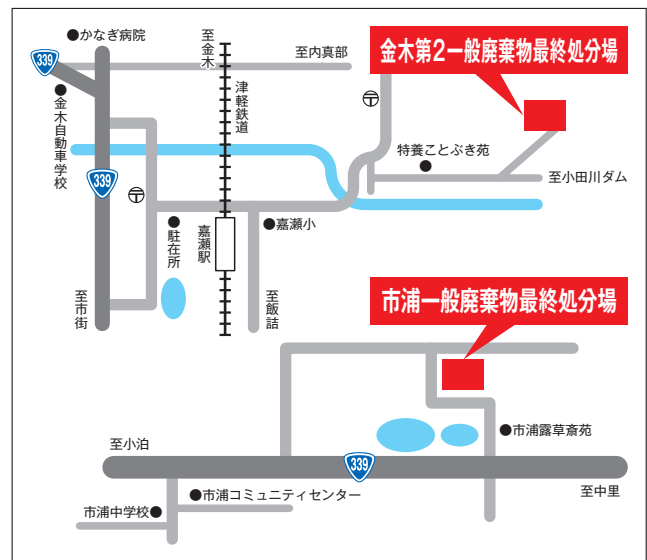
▷市浦一般廃棄物最終処分場

(相内岩井81番地401、Tel62-3284)

搬入日時…火曜日、木曜日 9:00～15:30

料金…100kgごとに200円

問い合わせ・申込先…環境対策課 内線2365



「浄化槽」のおはなし

「浄化槽設置費用」を助成します

【新築工事・改築工事いずれも対象！】

対象区域…公共下水道処理区域、農業・漁業集落排水処理区域を除く市内全域

*すでに合併浄化槽が設置されていた家屋の建替え・改築に伴い新たに設置する場合またはすでに設置済みの合併処理浄化槽の更新・改築は助成対象外。

受付期間…4月1日(火)～12月19日(金)

*予算の範囲内で随時受付

申請書類…下水道課で配布します。

注意事項

▷着工前に申請し、市の確認を受ける必要があります。

▷令和8年3月6日(金)までに設置を完了し、同期日までに報告書を提出する必要があります。

*詳細は市ホームページをご覧ください。

問い合わせ・申請先…下水道課 内線2757



「浄化槽」を正しく使いましょう

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を浄化するため、適正な管理が必要です。浄化槽法では次のことが義務付けられていますので、ルールを守って正しく使いましょう。

- ①定期的な保守点検
- ②年1回の清掃
- ③法定検査の受検（使用開始後および年1回）

問い合わせ先

▷法定検査について

一般社団法人青森県浄化槽検査センター

Tel017-726-9500

▷届出について（使用開始・廃止・管理者の変更）

中南地域県民局環境管理部 Tel0172-31-1900